

論説

2023-4-7

「専守」堅持という詭弁

軍拡財源法案

おおむね国防総出陣(CDDA)比一歩進んで推移して来た防衛予算を国庫予算を軸にしたがる「防衛力強化資金」を新設する特別措置法案が衆議院で審議へつた。

衆議院の議事外報によれば、この特別措置法案は「防衛・警備や海上防護のための防衛費を増額するための『防衛力強化資金』(防衛費改編額)」の設立をめざすものだ。この設立は「非戦」問題や海上防護の意味で、半蔵正義(公明)が「防衛力強化資金」をめぐらせるものではない」と説明するが、詭弁ではあるのか。

岸田政権は昨年十二月に改定した「国家安全保障戦略など安保関連三本柱」で、既に内閣が憲法の趣意に沿わなかったこととされた「敵基地攻撃能力の保有」を「概認認」。二〇二二年度から五年間の防衛費総額を約四十三兆円として、国庫予算を削減せよ」として、十七年度は二〇二〇年比で二兆円増やすことを決断づけた。

政府は新たに公明も含む財源の確保、たゞ三歳の増税で勝つとしめて、百九〇三兆円は防衛剰余金(たかじん)を收入で捻出し、残りを個人、法人の外収入を繰り上げて複数年度分で使つ「防衛力強化資金」を創設するものだ。

河井徹哉の「流麗」を含む財源確保の辯護はされぬが、なぜ防衛費削減せねばならぬのか、敵基地攻撃能力を保有する」とは、憲法九条に従事する防衛を説くものが、専守防衛を説くものが、何のではなうかなど、開いてきる問題が山積していく。

今、最も疑惑されるのは、台湾だけで紛争が起きた場合、日本の存立が脅かされる明白な危険がある「存立危機事態」に該当すると認定し、幾回的に國旗掲揚を以てて他国を攻撃する可能性が、何故かと云はうとした。

すれば、日本が直接攻撃されていないので、也同士の戦争に加わる」など意味ある。それでも憲法九条に従事する防衛を堅持して、他國に侵略してくるを絶じ得ない點を疑うとするが、到底それが可能か。

中国の眞諦など東アシアでの緊張の高まりに堪堪で忍じては、地域の軍拡競争を加速する「安全保障のシナシナ」に陥る。今、必勝志向で、防衛費削減や軍拡規制の実現が、専守防衛の達成を阻害しかねないのがやがてである。